

東京大学柏図書館図書館資料利用細則

平成 17 年 7 月 12 日
柏 図 書 館 長 裁 定
平成 18 年 12 月 4 日改正
平成 20 年 10 月 1 日改正
平成 22 年 5 月 6 日改正
平成 24 年 2 月 23 日改正
平成 29 年 3 月 16 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、東京大学柏図書館図書館資料利用規則(以下「利用規則」という。)第 16 条の規定に基づき、東京大学柏図書館(以下「本館」という。)の利用細目について、同規則に定めるもののほか必要な事項について定める。

(館外貸出を許可する利用者)

第 2 条 次に掲げる者は、利用規則第 6 条第 1 項第 4 号に定める「その他館長の許可を得た者」とみなす。

- (1) 大学院を修了し引き続き本学で研究に従事する者で、部局長から文書で依頼があった者
- (2) 「柏図書館友の会」の会員

(館外貸出)

第 3 条 利用規則第 6 条による図書館資料の貸出冊数または点数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料は、10 冊、2 週間（ただし、前条第 2 号の者においては、3 冊、2 週間）
- (2) 視聴覚資料は、2 点、1 週間（ただし、前条第 2 号の者においては、1 点、1 週間）

2 前項第 1 号の規定により借り受けた図書資料は、予約のない場合、貸出期間を 3 回に限り更新することができる。ただし、前条第 2 号の者の更新は 1 回とする。

(返却期限を超過した者への措置)

第 4 条 館長は、返却期限を超過して返却した者に対して、一定期間貸出を停止することができる。

(その他)

第 5 条 この細則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。